



葬儀のしおり

株式会社 **日本葬儀社**

本当に大変なのはお葬式が終わってからだといわれています。お葬式がすむと、一息つく間もなく様々な手続きや法要の準備にとりかからなければなりません。忌日法要、年忌法要、お仏壇、お墓、そして相続。わからないことだらけでのスタートかと思います。

お葬式後の法要・手続きの流れ

お葬式後の法要スケジュール (七回忌まで)

日 程	お亡くなりの日 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
仏式		初七日法要 <small>しょなのか</small>		十四日【二七日法要】 <small>ふたなのか</small>	二十一日【三七日法要】 <small>みなののか</small>	二十八日【四七日法要】 <small>よなののか</small>
神式			10日祭		20日祭	30日祭
キリスト教式 (プロテstant)	記念式(亡くなられた日から 数えて7日目)		記念式 (同10日目)			記念式 (同30日目)
キリスト教式 (カトリック)	3日祭 (同3日目)	7日祭 (同7日目)				30日祭 (同30日目)

お葬式が終わったら、保険・年金・葬祭費・埋葬費の手続きをお早めに！

必ずしなければならない 保険・年金・相続の 手続きスケジュール

※締切期限で目安を記入していきます。
早めに手続きを行いましょう。

- もしも不幸がおきたら

P3へ

- 10日目頃
預金停止の手続き
- 14日目頃
死亡保険の申請手続き
- 年金未支給
・各証明書返却
・葬祭費の請求書の申請
- 免許証引き出し手続き
- 厚生年金停止の手続き
- 金引止め手続き
- 死亡保険の申請手続き

P17へ

- 死亡保険の申請手続き
- 年金給付の申請準備

P18へ

お礼のご挨拶と法要の準備

仏式

- お世話になつた方、勤務先、
お寺さま、病院などへの挨拶

P5へ

- 香典返しの準備
- 形見の整理

- 四十九日法要の準備
- 本位牌の注文

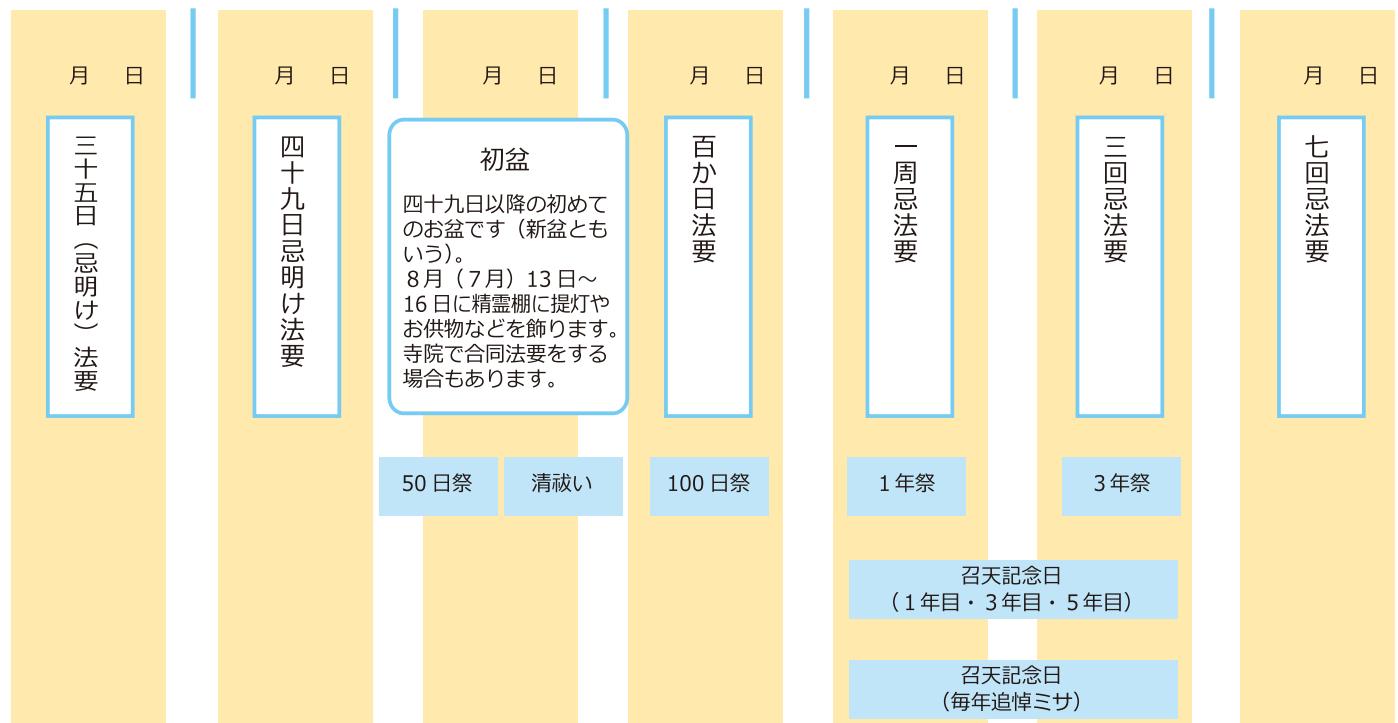
P15へ

- お仏壇・お墓の検討・購入
- 墓誌の文字彫りを依頼する場合

P15へ

(地域、宗旨・宗派などにより
違いがあります)

お葬式後に行う各種手続きや法要をわかりやすくご案内しております。
皆さまのご供養の一助となるよう、ご参考ください。



お葬式が終わったら、保険・年金・葬祭費・埋葬費の手続きをお早めに！



もしも不幸がおきたら

●病院で亡くなられた場合

まず当社にご連絡下さい。24時間対応いたします。

☎0120-27-4844

○故人名、病院名、お申し込みされた方の氏名、連絡先をお伝え下さい。

●病院を出発する準備をします

○病院でお世話になった方々へお礼を述べます。

○死亡診断書をもらい（大事な事なので、出来るだけ早く）、入院費用の精算を早いうちに済ませておきましょう。

○病院に置いてある故人の荷物を整理し、引きとる準備をします。

●ご自宅で亡くなられた場合

○かかりつけの医師がいる場合は来ていただき、死亡が確認されれば死亡診断書を受け取ります。

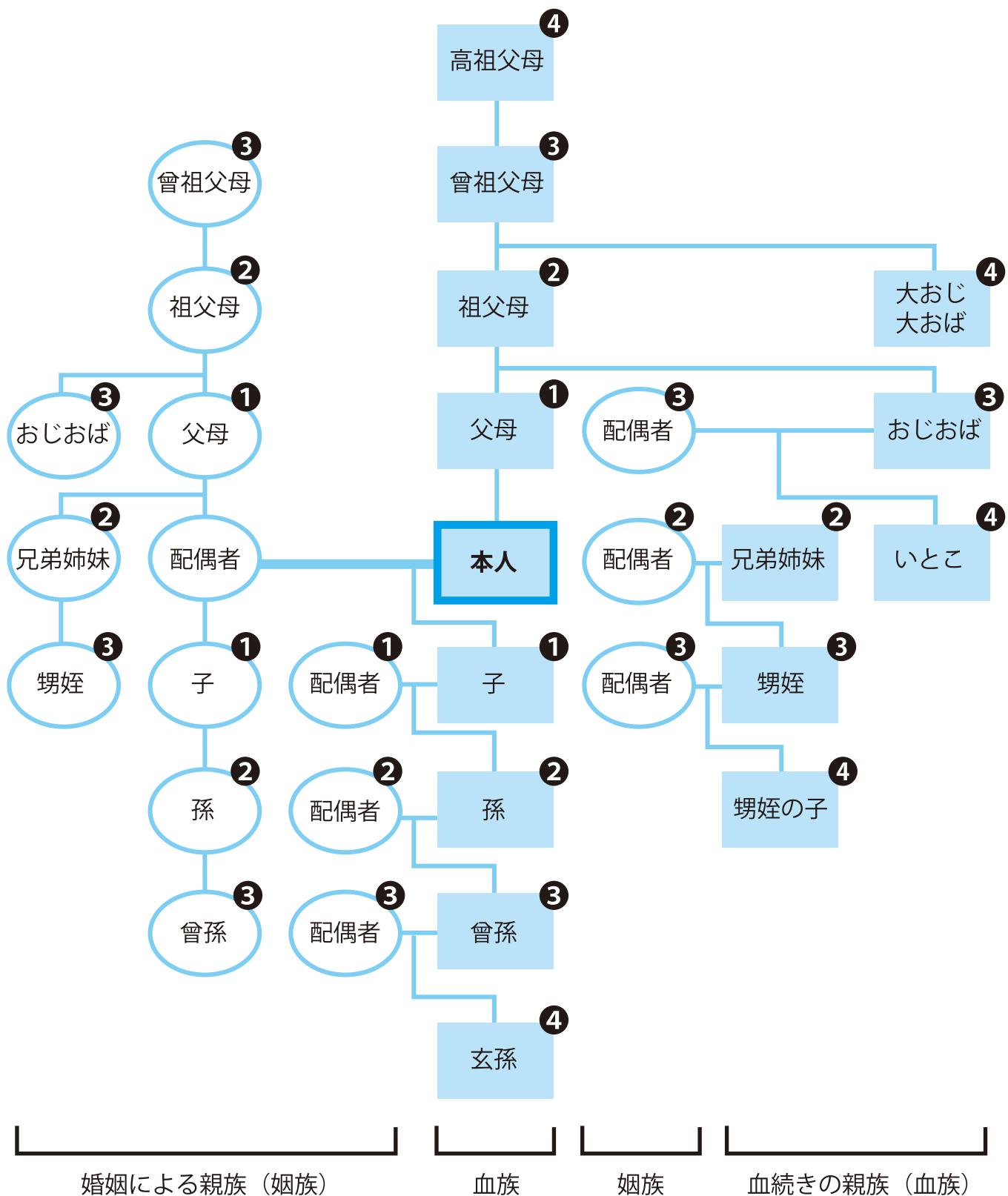
○かかりつけの医師がない場合は、警察に連絡し、検案を受け死体検案書（死亡診断書）を監察医からもらいます。

※警察の指示があるまで遺体を移動してはいけません。

死亡届、火葬申請は
当社係員にご相談ください。



4 親等内の親族の図



※右上の数字は、本人からみた親等数を表します。

[親族の範囲=6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族（民法 725 条）]

1 葬儀内容の決定



●喪主を決定します

○故人と最も血縁の濃い人が喪主になるのが一般的です。

○喪主は、葬儀の主催者です。

遺族の代表として弔問を受けなければなりません。

また法要・納骨・年忌法要なども責任を持って務める必要があります。

●通夜・葬儀を行う場所を決定します

○ご自宅、お寺、集会所、葬儀式場など場所を決定します。



●葬儀の内容、規模を決定します

○故人の地位、格式、弔問人数などにより、
葬儀の内容、規模を決定します。

○初七日法要などの日程も決めておきます。

●遺影の原稿をご用意下さい

○故人が、鮮明に写った写真をご用意下さい。
(紋付・モーニング等に着せ替えもできます)

2 関係者への連絡



●通夜・葬儀の日時、場所が決定したら親類や友人に連絡します

○特に親しかった人には直ちに知らせます。

○会社関係は、上司など中心となって連絡してもらえる人に依頼するとよいでしょう。

○各種団体（町内会、自治会、etc…）にも連絡をしておきましょう。

●近親者（家族葬）で葬儀をされる場合

○葬儀に参列していただきたい方々に連絡をしておきましょう。

3 納棺



●故人の愛用品を柩に入れます

○柩には、故人が生前に愛用していた品物を一緒に入れます。

○火葬場により副葬品の規制をしている所があります。

※火葬の都合上、ガラス製や金属製、その他爆発のおそれのあるものを入れるのは避けてください。

4 通夜

●参集

○開式の時間前には身じたくを整えて式場にお集まり下さい。

○席順は、一般的には柩に近いところから、喪主、遺族、親戚、友人の順です。

●読経と焼香

○読経中に焼香の指示があったら喪主から順に焼香をします。

○読経終了後、引き続き僧侶から法話がある場合があります。

※宗旨、宗派や地域により、内容が異なる場合があります。



●葬儀の準備

○焼香順位の作成、弔電の整理を行いましょう。(読み間違いのないように、ふりがなをつけておきましょう。)

○仕上料理等の数量の確認を行いましょう。

通夜の意

通夜は、本来は、葬儀式・告別式の前夜、遺族・親族と故人をよく知る人たちが集まり、夜を徹して遺体に付き添い、線香と蠟燭の灯を絶やさず（邪霊の侵入を防ぐためと言われます。）に棺を守り、故人を偲んで別れを惜しむものです。

つまり、お葬式・告別式が公（おおやけ）の葬儀であるのに対し、通夜は私的な葬別の場です。

しかし、最近では通夜にも一般弔問客を迎え、1～2時間程度で通夜の法要（浄土真宗、真宗では「通夜勤行」と言います）を行い、会葬者に「通夜振る舞い（飲食接待）」して終わる「半通夜」が主流となっています。

日中行われることの多い葬儀式・告別式には仕事などの都合で出席しにくい人もいるため、通夜に弔問・会葬者が多くなることが少なくありません。

5 葬儀・告別式

●参集

○開式の時間前には身じたくを整えて式場にお集まり下さい。

●式次第（例）

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ①葬儀の流れの説明 | ⑥閉式 |
| ②開式（寺院読経） | ⑦会葬御礼の挨拶
(当社で代行する場合もあります) |
| ③弔辞・弔電の拝読 | |
| ④遺族・親族の焼香 | ⑧お別れ・出棺 |
| ⑤会葬者焼香 | |

※葬儀の規模、宗旨、宗派や地域の習慣により、内容が異なる場合があります。

6 お別れ・出棺



葬儀・告別式を終えたら、ご遺体を収めた棺を靈柩車（寝台車）に乗せ、遺族・近親者が附いて火葬場へ向けて運びます。
これを出棺（しゅっかん）と言います。

●最後のお別れをします

○喪主から参列者にお礼の挨拶を述べます。

(当社で代行する場合もあります)

○供えられていた花を切って入れ、お別れをします。

○お別れが済んだら、柩を近親者の手により靈柩車にお乗せします。

●火葬場へ出発します

○白木の位牌、遺影を持ち、火葬場に向かいます。

○靈柩車には喪主または遺族1～2名が同乗します。火葬の会葬者が多い場合は、葬儀社がマイクロバスなどを手配します。

このため、あらかじめ、火葬場まで行く人を把握し、葬儀社に伝えておくことが必要です。

○地域の風習で出棺時にこの世との別れの儀式として、故人が愛用していた茶碗を割ります。

(戻っても食事ができないことを意味しています)

※但し、浄土真宗など宗派により茶碗割りは行いません。

7 火葬とお骨上げ



- 火葬場で納めの式をおこないます
- 火葬場の火炉の前に柩が安置されます。
- 僧侶の読経が始またら焼香または最後の対面をします。
※火葬場により作法が異なります。
- 納めの式が終わると点火します。
- 火葬場から帰った人は塩払いをします。
※浄土真宗などでは行いません。宗旨宗派により異なります。

●火葬が終わった後、お骨上げをします

○お骨上げは指定の時間に遅れないようにして下さい。

●お骨を持ちります

○お骨は、喪主が両手で抱え持つようにします。

○火葬場から帰った人は塩払いをします。

※宗旨・地域の習慣によって異なります。

●分骨について

○遺骨の一部を別のお墓に埋葬する事を分骨といいます。

葬儀の時点で分骨する事が決まっている場合はその旨を当社にお伝えください。



8 精進落しと初七日

●精進落し

○喪主がお礼の挨拶を述べ、故人を偲んで精進落としを行います。

●初七日法要

○初七日法要は、亡くなった日、もしくは亡くなった日の前日から数えて七日目に行いますが
(地方により異なります) お骨が帰った後に行うこと多くなりました。

○僧侶や参列者の日程を調整して初七日法要の日時を事前に決めておきます。

●皆さんで故人を偲びます

○親戚関係と、葬儀に際して特にお世話になった方々を招きます。

○僧侶を招き、お経をお願いします。

○参列者にはお供物のお下がりをお渡しします。

※初七日に必要な品々も、ご要望に合わせてご用意
させていただきます。

※法要料理などの手配もいたします。

●やめよう飲酒運転

○当社では、車を運転される方や未成年の方への、
酒類の提供は行いません。



水引きの表書き

お葬式の法要・手続きの流れ

葬儀のまえに

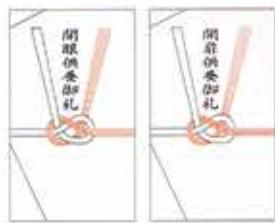
葬儀のあとに

各種手続き

御寺院様への御礼



■ 仏像の修理の為
一時魂を抜く時の御礼
赤白の水引
(ほげん御礼又は還仏御礼)



■ 仏壇・仏像の入魂の御礼
赤白の水引
入佛慶讃御礼
御移從御礼



■ 葬儀の場合
黄白の水引
(黑白の水引を
使用する場合も
あります)



■ 仏像・仏壇の修理又は
一時的に場所が移り変わる時
の御礼
赤白の水引
(おわためし御礼)



■ 石塔の入魂の時の御礼
赤白の水引
石塔建立御礼



■ 法事を営まるる場合
赤白の水引
(お世話になつた御礼
または御宝前)



■ 御寺院様の祝事の場合
赤白の水引
(または御宝前)



■ 墓前読経の御礼
黄白の水引
御布施

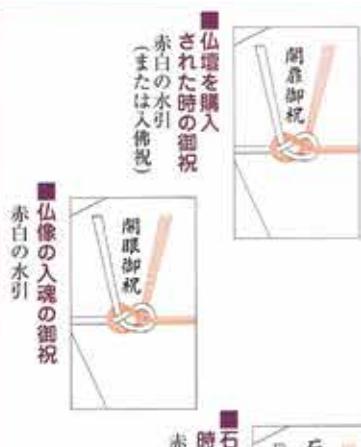


■ 法事に関して御寺院様に
お世話になつた御礼
赤白の水引(または御宝前)

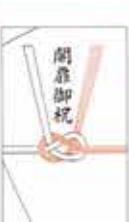
法事に訪問する場合

法事に訪問する場合

葬儀・通夜のお悔みに訪問する場合



■ 仏壇を購入された時の御祝
赤白の水引
(または入佛祝)



■ 仏像の入魂の御祝
赤白の水引



■ 忌明までの場合
黒白の水引
(または御供物料)



■ キリスト教の場合
(カトリック・プロテスrant)



■ 仏式の場合
黒白の水引
(または御香典・御香料)
(浄土真宗は御仏前)



■ 石塔を購入された
時の御祝
赤白の水引



■ 忌明後の場合
黄白の水引
(または御供物料)



■ 五十回忌・百回忌の場合
赤白の水引
(または御供物料)



■ 神式の場合
銀の水引
(または御供料)
(御神酒・御花料)



お客様への御礼の表書き

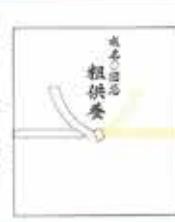
お客様へのお返しの表書き



■ 忌明け後の法事の
場合(神式)
黄白の水引



■ 忌明けの法事の場合
黄白の水引
青白の水引もあります



■ 忌明け後の法事の
場合
黄白の水引



■ 满中陰志
粗供養

■ 忌明けの法事の場合
黄白の水引
(または忌明・志)

1 法要とお参り



●仏式

- ①仏教の供養とは、故人が亡くなった日（もしくは前日）から七日ごとに行います。
- ②初七日・二七日・三七日と順に済ませます。
- ③満中陰・七七日は亡くなった日（もしくは前日）から四十九日目にあたり忌明けの日です。四十九日（または五七日の三十五日）には、近親者や親しい友人などを招き、僧侶に読経を頼み忌明けの会食をします。

※法要に招く人には、一ヶ月位前に案内をしておきましょう。

※最近は、集まる人の都合を考え土・日・祝祭日に法要が行われることが多い様です。なお、法要を営む日を変更する場合には、繰り上げて行います。
※遺族は、略礼服を着るのが一般的ですが、きちんとした服装であれば平服でも良いとされています。

●神式

○神道では靈前祭と祖靈祭を営みます。

靈前祭は、葬儀の翌日に「翌日祭」を行い、以後亡くなった日から十日ごとに十日祭、二十日祭…と五十日祭まで行います。

五十日祭が、節目となる大切な祭儀となります。

その後、百日目には百日祭、一年目には一年祭を行います。

祖靈祭は三年祭、五年祭、十年祭と営み、以後十年ごとに五十年祭まで行います。



●キリスト教

キリスト教では、カトリックもプロテスタントも特に決まった日に追悼儀礼を行うしきたりはありません。

しかし、日本の一般的な習慣に合わせて追悼の式を営むことはあります。

○カトリックの場合

日本では仏教の影響を受けて、月の命日や、年の命日などに命日祭を行う場合もあります。

○プロテスタントの場合

一般的には、死後一ヶ月目や一年目の命日などに記念会を行う場合もあります。



2 枕机(中陰机)の処分

満中陰（四十九日・三十五日）

法要を済ませた後、不要になりました枕机一式の処分は当社までご連絡ください。



3 お墓



●埋葬・改葬

○お墓に遺骨を埋葬するとき、あるいは納骨堂に遺骨を収蔵する（=預ける）ときには、埋（火）葬許可証『火葬証明書』が必要です。

○改葬には改葬許可書が必要。

改葬とは、いったん納めたお墓または納骨堂から、遺骨を他のお墓や納骨堂に移動させることです。

この際、遺骨が納められている市区町村から『改葬許可証』を受け、移動先の墓地または納骨堂の管理者に提出します。分骨する場合や、分骨した遺骨を他に移動させることは改葬にはあたりません。

4 納骨

○納骨の時期については特に決まりはありませんが一般的には四十九日・百ヶ日・一周忌の法要などに合わせます。地域によっては、葬儀の当日に火葬場から直接、墓地へ向かい納骨する場合もあります。

また、すぐに納骨せず数年、遺骨を自宅や寺院に安置する場合もありますが、これは別に違法なことではありません。

○納骨の当日には、遺族は遺骨と埋（火）葬許可書『火葬証明書』が必要です。霊園墓地や納骨堂を使用する場合は使用許可書と印鑑を持参します。

※線香、ローソク、花、マッチ等も用意しておきましょう。



5 喪中ハガキ



近親者を亡くされたときには、喪に服する意味で年賀状を差し出すのを控えます。

その場合に喪中ハガキの挨拶状を送る習慣があります。

送付の時期は、なるべく十二月初旬に到着するようにします。

そのハガキの内容には、いつ誰が亡くなったかを記載し、「喪中につき年末年始のご挨拶を遠慮申し上げます」等の慣例的な書き出しが始め、儀礼的な慣用句だけを用います。近況や個人的なメッセージ等は書き添えません。

キリスト教では「死を忌む」という習慣がありませんので、通常通りクリスマスカードを出したりもらったりして構いません。

ただし、日本の日常習慣としては、喪中ハガキを出すことが多いようです。

6 火葬証明書 埋(火)葬許可証

火葬証明書は、死亡届の手続きを行ない、交付された火葬場の管理者が、火葬が終わった時点で終了した日時を記入して返してくれます。

この証明書は納骨の際、墓地または納骨堂の管理者に提出するものです。紛失しないよう大切に保管して下さい。

※万が一、紛失した場合は死亡届を行なった市区町村の戸籍係に、再交付を申請し、再発行された埋（火）葬許可証を、火葬を行った火葬場で、証印してもらいます。



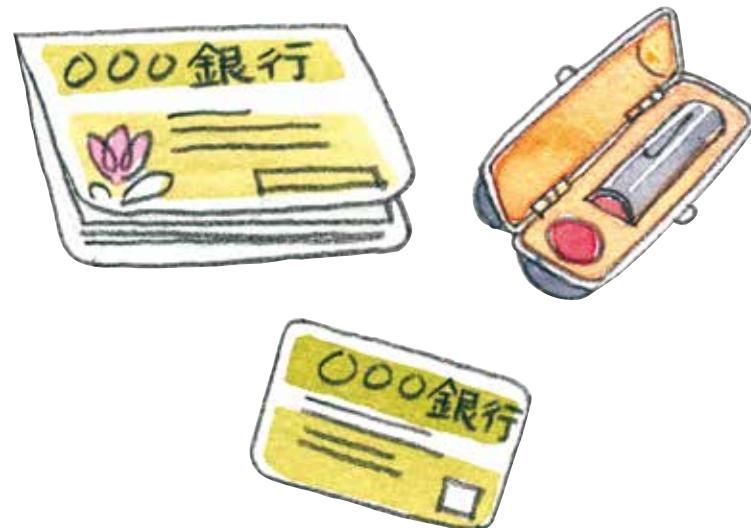
7 故人名義の預貯金について

●故人名義の預貯金は閉鎖されます

人の死亡により相続が開始されます。

その分割が確定するまで遺産は相続人全員の共有となります。配偶者や子供であっても一人だけの意思で故人の預貯金を引き出すことはできません。

これは遺産保全のための封鎖措置です。



8 故人の確定申告



故人の亡くなった年の一月一日から死亡日までの所得税の確定申告は、死亡日（相続の開始を知った日）の翌日から四ヶ月以内に相続する人が行なう必要があります。

これを本来の確定申告に準ずるという意味で『準確定申告』といいます。

9 高額医療費



病気療養中にかかる医療費のうち、健康保険・国民健康保険等を利用した場合の自己負担が一定額を超えた場合は、その超えた分のお金が後で払い戻されます。

※自己申請によるもので、請求期限がありますのでご注意ください。

10 労災

業務上や通勤途上の出来事が原因で亡くなったとき、あるいは業務が原因で病気になり死亡したときは『労災』の認定を申請します。死亡した人の収入によって生計を維持していた遺族には遺族補償年金が、また遺族補償年金を受ける遺族がない場合には遺族補償一時金が支給されます。

これらの年金や一時金とは別に特別支給金も支給されます。

※ケースにより異なりますのでご注意ください。

●国民年金・厚生年金も受給できる

労災認定を受けた遺族には、死亡した人が加入していた年金の受給権もありますが、加入していた年金による給付金は労働基準監督署による手続き段階で調整されます。また、葬儀を行った人に葬祭料が支給されます。

遺族がない場合は葬儀を行った事業者や友人などに支給されます。

この請求書は遺族補償年金支給請求書または遺族補償一時金支給請求書と一緒に請求することがほとんどです。



お仏壇・お位牌・お墓

お仏壇

お仏壇は仏さまをお祀りし、お位牌を祀るものです。

一般的にお仏壇は、浄土真宗は金仏壇、その他の宗派では唐木仏壇が正式とされていますが、近年はお客様のライフスタイルにあったお仏壇をお選びいただくことが多いようです。



家具調仏壇

現代の住居に合わせたお仏壇です。素材、色、サイズが多様です。



唐木仏壇

美しい木目を活かしたお仏壇です。和木を使用したものもあります。



金仏壇

白木に漆や金箔を施した華やかなお仏壇です。

お位牌

お位牌は亡くなられた方の象徴です。

四十九日までに白木位牌から本位牌に作り替え、お仏壇でお祀りします。※宗派によっては必要ない場合もあります。



漆塗位牌

白木に漆を塗り、金箔や金粉を施したお位牌です。



唐木位牌

銘木の木目を活かして作られたお位牌です。

お墓

墓石のタイプ

和型墓石の一例



標準的なお墓で、台石を二段重ね、その上に竿石が建っています。

洋型墓石の一例



横幅の広いモダンな墓石。現代的な墓石の人気が高まっています。

デザイン墓石の一例



故人さまの人生や想いをデザインに取り入れたモニュメント墓です。

年金事務所一覧

平成 28 年 12 月現在

年金事務所名	住所・電話番号	管轄区域	
		健康保険・厚生年金保険	国民年金
守口年金事務所	〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 守口市役所 7 階 TEL.06 (6992) 3031	守口市・大東市 門真市	守口市・大東市 門真市
枚方年金事務所	〒573-1191 枚方市新町 2-2-8 TEL.072 (846) 5011	枚方市・寝屋川市 四条畷市・交野市	枚方市・寝屋川市 四条畷市・交野市
城東年金事務所	〒536-8511 大阪市城東区中央 1-8-19 TEL.06 (6932) 1161	城東区・旭区 鶴見区	城東区・旭区 鶴見区
東大阪年金事務所	〒577-8554 東大阪市永和 1-15-14 TEL.06 (6722) 6001	東大阪市	東大阪市

上記の内容等は変更になる可能性がありますのでご確認下さい。

手続き一覧

※個々のケースによりさまざまな添付書類を求められるので、申請の窓口で具体的な確認をして

	国民年金			厚生年金	共済年金		国民健康保険
手続き	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	遺族厚生年金	遺族共済年金	葬祭料	葬祭費
窓口	住所地の市区町村の国民年金課			勤務先を管轄する年金事務所	所属していた共済組合		会社の総務課 市区町村の国民健康保険課
申請期限	5年以内	5年以内	2年以内	5年以内	5年以内	2年以内	2年以内
印鑑	●	●	●	●	●	●	●
印鑑証明							
住民票	●世帯全員の写し	●世帯全員の写し	●世帯全員の写し	●世帯全員の写し	●世帯全員の写し	●	
戸籍謄本(妙本)	●	●	●	●	●	●	
除籍謄本(妙本)							
死亡診断書	●	●	●	●	●	●	
死亡者の年金手帳(証書)	●	●	●	●	●		
保険証書							●
その他	請求者の年収が850万円未満であることを証明できる書類 振込金融機関名と口座番号						埋(火)葬許可証
備考1	「遺族基礎年金裁定請求書」に記入	「寡婦年金裁定請求書」に記入	「死亡一時金裁定請求書」に記入	「遺族厚生年金裁定請求書」に記入	「遺族共済年金裁定請求書」に記入	「葬祭料請求書」に記入	「葬祭費支給申請書」に記入
備考2	「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」の同時受給はできない						市区町村ごとに金額や名目、支給制度が異なる

	電気・ガス・水道	死亡した者の所得税の確定申告	相続税の申告	医療費控除による税金の還付手続き	住宅ローン(生命保険)
手続き	名義変更	準確定申告	相続税	医療費控除	保険金
窓口	所轄の電気会社 ガス会社、水道局	所轄の税務署	所轄の税務署	所轄の税務署	生命保険会社
申請期限		4ヶ月以内	10ヶ月以内	5年以内	
印鑑	●	●	●	●	●
印鑑証明			●		●保険金受取人
住民票					
戸籍謄本(妙本)					▲保険金受取人
除籍謄本(妙本)			●		▲被保険者
死亡診断書			●		●
死亡者の年金手帳(証書)					
保険証書					
その他	源泉徴収票、 生命保険・損害保険の 領収書等、 決算書(事業主の場合)	遺産分割協議書の写し、 固定資産評価証明書、 遺言書(ある場合)の写し、 預貯金等の残高証明書	その年の源泉徴収票、 支出を証明する領収書等	その年の源泉徴収票、 支出を証明する領収書等	
備考1	申し出のみで可	「所得税確定申告書」	「相続税の申告書」 所轄税務署より申告用紙 ならびに手引書を取り寄せる	「所得税確定申告書」	生命保険の手引きに準じ、 取引銀行の指示どおりとする
備考2			添付書類が多いので、 税務署の窓口で確認を	原則として10万円を超える 医療費は控除の対象となる	

下さい。○マークは必要の意。△マークは抄本。

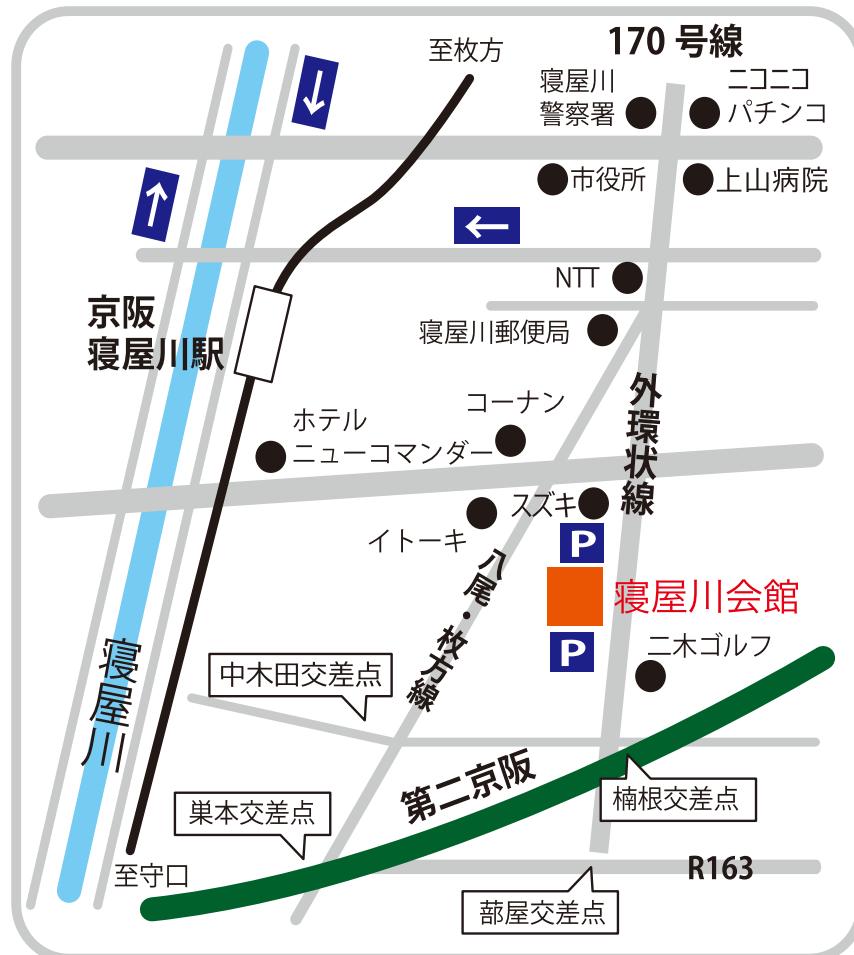
健康保険		労災保険		生命保険	簡易保険	高額医療費
埋葬料(費)	家族埋葬料	葬祭料	遺族(補償)年金	保険金	保険金	
会社の総務課、全国健康保険協会		所轄労働基準監督署		生命保険会社	郵便局	(健保) 全国健康保険協会 (国保) 市区町村の国民健康保険課
2年以内	2年以内	2年以内	5年以内	3年以内	5年以内	2年以内
●	●	●	●	●	●	●
				●保険金受取人		
			●			
			●	▲保険金受取人	●	●
			●	▲被保険者	▲被保険者	●
または埋葬許可証の写し	または埋葬許可証の写し	または死体検案書	または死体検案書	●	●	
				●	●	●
被扶養者による請求の場合は、死亡診断書等に代えて死亡に関する事業主の証明でもいい		賃金台帳（勤務先で管理している） その他各種の添付書類が必要		最終の支払い 保険の領収書	領収書	医療機関の領収書
「埋葬料(費)請求書」に記入	「家族埋葬料請求書」に記入	「葬祭料請求書」に記入	「遺族(補償)年金請求書」「遺族(補償)一時金支給請求書」に記入	「死亡保険金請求書」「入院給付金特約があるときは「入院証明書」	「死亡保険金請求書」「入院給付金特約があるときは「入院証明書」	「高額医療費支給申請書」に記入
「家族埋葬料」は健康保険の扶養家族死亡の際に支給される		労災保険の年金で、業務上または通勤上の傷病で死亡したとき給付される		勤務先で加入している保険や生命保険つき住宅ローンがあれば手続きを		

銀行預金(郵便貯金)	不動産	株券(株式)社債・国債	自動車	電話
払戻し(名義変更・払戻し)	名義変更	名義変更	移転登録	名義変更
各銀行、郵便局	法務局	各証券会社など	陸運支局自動車検査登録事務所	NTT
●	●	●	●	●
●相続人全員	●相続人全員		●	●
●(銀行による)	●被相続人		●	
●	●	●相続人	●相続人	●除籍者を含む
●	●	●被相続人	●被相続人	●被相続人
●(銀行による)				
相続人全員の同意書、遺産分割同意書、預貯金証書	所得権移転(保存)登記申請書、固定資産課税台帳登録証明書、遺産分割協議書	名義変更申請書(株券、社債、国債等)	移転登録申請書、自動車検査証、自動車検査証記入申請書、遺産分割協議書、自動車損害賠償責任保険証明書(提示のみ)	電話加入権継承届
提出書類は1銀行につき各1通ずつ用意する(一部コピーでも可)郵便貯金の名義変更是、「郵便貯金名義書換請求書」に記入	個々のケースに応じて書類を用意する		書類は不動産に準じ、個々のケースにより異なる	
銀行等が死亡の事実を知ってから相続の手続きが完了するまで支払いは停止される		無記名債権でも○扳等所有者の名義が関係している場合があるので注意を	自動車検査証書き替えによって、新しい所有者に納税義務が移る	電話帳の名前変更を申し出る

上記の内容等は変更になる可能性がありますのでご確認下さい。

寝屋川会館

寝屋川市楠根北町 4 番 17 号
TEL.072-812-1059



株式会社 日本葬儀社

〒572-0041 寝屋川市桜木町 7 番 9 号
TEL.072-827-4844 (代) FAX.072-826-0042

★詳細はホームページへ [日本葬儀社](#) QR コード



0120-27-4844